

**KIT グローバル人材育成プログラム
グローバルインターンシッププログラム（派遣）奨学金
令和5年度 募集要項**

(1) 趣旨

海外の企業・研究機関等で現場を体験し、実践的な議論・討論等を行うことにより、世界で活躍できる人材を育成することを目的とし、海外でインターンシップを行う学生に対して支援を行う。

(2) 募集内容**① 企業体験**

在外企業・研究機関の最先端研究・開発現場等における研修体験プログラム

② 研究体験

国際交流協定締結校等において原則として単独で行う特別研究体験プログラム

③ 教育体験

国際交流協定締結校等での講義等における TA（ティーチング・アシスタント）体験プログラム

④ ワークショップ

海外で行う国際交流協定締結校等との共同プロジェクトやワークショップによる実践的国際競争力・協働力体験プログラム

(3) 奨学金支給要件

原則として、以下の①～⑨に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、(4)に定める各プログラムにおいて別途要件が定められている項目については、各制度によるものとする。

① 工芸科学部の正規課程に在学する4回生以上または大学院工芸科学研究科の正規課程に在学する学生。ただし、派遣期間が90日を超える場合、日本国籍を有する者または日本への永住が許可されている者（特別永住者を含む）のみを対象とする。

② 奨学金選考時の前年度の成績評価係数※が2.30以上である者

③ 奨学金選考時の前年度の語学成績の成績評価係数が2.30以上またはTOEIC 550点 (TOEFL iBT 57点、IELTS 5.0点) 以上である者

④ 経済的理由により自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者

⑤ プログラム参加を直接支援する他団体等からの奨学金（授業料や現地滞在費に対する支援も含む。）等の受給月額が本学から受給予定の奨学金月額を超えない者

⑥ 派遣期間が8日以上1年以内であること。ただし、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に渡航すること

⑦ 派遣先機関が本学との国際交流協定締結校であること

⑧ 「JEEES 学生教育研究災害傷害保険」に加入済みであること

⑨ 派遣先機関の所在地が外務省「海外安全ホームページ (<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)」上の「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する国・地域ではないこと

※ 成績評価係数の算出方法 (本学におけるG P A算出方法とは異なるので注意すること)

以下の表により「成績評価ポイント」を算出し、計算式に当てはめて計算 (小数点第3位を四捨五入)

4段階評価		優	良	可	不可
4段階評価		A	B	C	F
4段階評価		100～80点	79～70点	69～60点	59点～
5段階評価	S	A	B	C	F
5段階評価	A	B	C	D	F
5段階評価	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点～
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

$$((\text{評価ポイント3の単位数} \times 3) + (\text{評価ポイント2の単位数} \times 2) + (\text{評価ポイント1の単位数} \times 1) + (\text{評価ポイント0の単位数} \times 0)) \\ / \text{総登録単位数}$$

※ 履修した授業について単位制を探らない場合は、科目数をすべて単位数に置き換えて算出すること。

(4) 奨学金

【A】日本学生支援機構（JASSO）海外留学支援制度（協定派遣）・KIT 同窓会寄付金奨学金

・奨学金の支給基準：

本学が指定するプログラムに参加する者。派遣期間が連続して8日以上（プログラムによっては31日以上）1年以内であること。奨学金の支給月数は以下のとおり派遣期間に基づき決定される。なお、派遣期間は原則として派遣先機関が提供する教育プログラムに参加する期間とし、渡航・帰国準備や語学学習、本学の提供する教育プログラムに参加する期間は含まない。

派遣期間（日数）	支給月数
8日～31日	1
32日～62日	2
63日～93日	3
94日～124日	4
125日～155日	5
156日～186日	6
187日～217日	7
218日～248日	8
249日～279日	9
280日～310日	10
311日～341日	11
342日～365日	12

・奨学金月額：

(指定都市) 100,000円、(甲) 80,000円、(乙) 70,000円、(丙) 60,000円

※別紙2 「令和5年度「海外留学支援制度」国・地域区分」のとおり

・渡航支援金：

一定の家計基準又は派遣期間を満たしている場合、奨学金月額と併せて渡航支援金が支給される。なお、以下の①及び②の両方に該当する場合は、①のみ支給される。

※ 渡航支援金は日本学生支援機構（JASSO）海外留学支援制度（協定派遣）に採択された場合のみ対象。また採択者数によって奨学金月額を減額することがある。

① 家計基準：160,000円

以下の家計基準を満たす者については、奨学金月額と併せて渡航支援金が支給される。

家計支持者の所得金額（父母共働きの場合は合算額）が、

→給与所得のみの世帯：年間収入金額（税込）300万円以下

→給与所得以外の世帯：年間所得金額（必要経費等控除後）200万円以下

基準を満たし、渡航支援金の支給を希望する者は、「【別紙1】[A]渡航支援金申請に係る支給基準及び提出書類について」を確認のうえ、別途必要な書類を提出すること。

※ 渡航支援金は日本学生支援機構（JASSO）海外留学支援制度（協定派遣）に採択された場合のみ対象。また採択者数によって奨学金月額を減額することがある。

② 派遣期間：130,000円

申請時点で月額奨学金支給回数が6回以上の派遣学生については、奨学金月額と併せて渡航支援金が支給される。なお、申請時点での月額奨学金支給回数が6回未満の場合には、派遣期間の変更により6回以上となっても渡航支援金の支給対象とならない。

※ 渡航支援金は日本学生支援機構（JASSO）海外留学支援制度（協定派遣）に採択された場合のみ対象。また採択者数によって奨学金月額を減額することがある。

【B】京都工芸繊維大学修学支援基金奨学金

・奨学金の支給基準：

上記【A】の奨学金受給者のうち、以下のいずれかに該当する者

① 日本学生支援機構（JASSO）給付奨学金の受給者

② 日本学生支援機構（JASSO）貸与奨学金（第一種・第二種）の受給者

③ 留学開始予定月の属する学期の授業料減免を受ける者

・奨学金額：50,000円（一時金）

※ 採択者数によって奨学金額を減額することがある。

【C】国際連携教育プログラム奨学金

・奨学金の支給基準：

本学が実施する国際連携教育プログラムの正課内で行われる留学プログラムに参加する者

・奨学金月額：上記【A】の奨学金月額に30,000円を加算

・渡航支援金：（アジア）100,000円、（アジア以外）200,000円

【D】企画型（PBL型）プログラムの参加者

- ※ 企画型プログラムとは、国際センターまたは外部奨学金支援団体等が企画し、一般公募により選抜、実施するもの。
- ・奨学金の支給基準、奨学金月額：各プログラムの募集要項による。

【E】「トビタテ！留学 JAPAN」奨学金

- ・奨学金の支給基準：
文部科学省が実施する「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム～」採択者
- ・奨学金月額等：「トビタテ！留学 JAPAN」募集要項のとおり

（5）申請方法

留学希望学生はプログラム担当教員に留学について相談のうえ、国際課に連絡すること。プログラム担当教員の奨学金申請許可を国際課にて確認後、オンライン申請方法を通知する。オンライン画面で必要事項を入力した後、以下の A～F の書類を国際課へ提出すること。

＜提出書類＞

- ・(A) 申請書兼推薦書
- ・(B) 誓約書
- ・(C) TOEIC（または TOEFL、IELTS）のスコアの写し
- ・(D) 奨学金選考時の前年度の成績がわかる書類
- ・(E) 受入機関の責任者が発行する受入承諾書（Eメール可）
- ・(F) 海外留学提出書類等チェック表

※ 「(A) 申請書兼推薦書」は、指導教員（いない場合は課程長）に推薦と署名を依頼してください。

（6）選考

国際センターにおいて、申請内容等を審査のうえ決定する。

（7）申請期間

渡航開始月の3ヵ月前の末日まで。（例：9月10日渡航の場合 6月30日まで）

（8）単位認定

所定の要件を満たす場合、以下の単位が認定される。

なお、単位認定に係る手続きについては12月頃に別途通知する。

- ・学部：全学共通科目「国際連携プロジェクトⅠ」、「国際連携プロジェクトⅡ」または「国際理解」
- ・博士前期課程：専攻共通科目「グローバルインターンシップⅠ」または「グローバルインターンシップⅡ」

※ プログラムにより、その他の科目的単位取得対象となる場合もある。

(9) 採用後の手続き等

- ① 渡航前オリエンテーション（渡航安全教育を含む）に必ず参加すること。
 - ② 個人の負担により「JEES 学生教育研究災害傷害保険付帯 海外留学保険」または「海外旅行傷害保険」（治療・救援費用無制限のもの）に加入すること。
 - ③ 「パスポートのコピー」、「フライトスケジュール」、「口座振込依頼書」（未提出者のみ）、「海外旅行保険証書（写）」、「海外留学中の連絡先等報告票」を提出すること。
 - ④ 派遣期間の変更が生じた場合、速やかに国際課へ連絡し、「留学変更願」を提出すること。なお、派遣期間が短縮される場合には、変更後の派遣日数に応じて奨学金支給月数が減少する。一方、派遣期間が延長される場合には、原則奨学金支給月数は増加しない。
- ※ 上記①のオリエンテーションにおいて、詳細を説明する。

(10) 帰国後の手続き等

帰国後 2 週間以内に、次の書類を国際課留学生係に提出すること。

- ① 渡航の事実が分かる書類等（コピーの後返却）
 - ② 事後アンケート回答（オンライン入力）
 - ③ 報告書（様式③）（オンライン入力）
 - ④ 派遣先受入担当者からの評価書（様式④）
 - ⑤ 英文実施報告書（様式自由）
 - ・A4 判縦長用紙に英語で作成すること。
 - ・タイトル、氏名、専攻名等を記載すること。
 - ・写真を数枚貼付し、2～5ページ程度とすること。
 - ・海外派遣を希望する学生への広報に利用されることに同意すること。
 - ⑥ その他報告書等
 - ・【A】日本学生支援機構（JASSO）海外留学支援制度（協定派遣）の奨学金を受給する者は、JASSO の定める報告書を併せて提出すること
- ※ 帰国後、メンターとして海外派遣を希望する学生の支援活動に参加すること

(11) 本件担当及び書類提出先

国際課留学生係

（受付時間：月～金のうち、9:00～12:00 及び 13:00～17:00）

場所：松ヶ崎キャンパス 3号館 3階 N305

TEL：075-724-7132

E-mail：go@jim.kit.ac.jp

[A]渡航支援金（家計基準）申請に係る支給基準及び提出書類について

1) 支給額：160,000円

※ただし、年度内に複数回参加する者に対しては、原則初回のみ支給する。

2) 支給時期：遅くとも初回の奨学金支給時までに一括で支給

3) 支給基準及び提出書類

① 家計基準：家計支持者の所得金額（父母共働きの場合は合算額）が、次の金額である者

給与所得のみの世帯	年間収入金額（税込）300万円以下
給与所得以外の所得を含む世帯	年間所得金額（必要経費等控除後）200万円以下

② 家計支持者の収入・所得を証明する書類（令和4年の所得金額）

分類	提出書類
1. 紙与所得者	・「市区町村役場発行の所得証明書（写し可）」または 「源泉徴収票の写し」※「支払金額」欄を確認する ・家族構成申告書（様式R-3）
2. 紙与所得以外	・「市区町村役場発行の所得証明書（写し可）」または 「確定申告書（第一表と第二表）（控）の写し」 ※「所得金額」欄を確認する ・家族構成申告書（様式R-3）
3. 独立生計者	③を参照

注1：家計支持者について、父母がいる場合は父母双方、父母がいざれかの場合はその片方、父母がない場合は家計を支えている者が該当する。父母がいる場合は、所得の有無を問わず父母双方の書類を提出する必要がある。家計支持者が父母以外になるケースは以下のとおり。

【父又は母のいざれか（1名）を家計支持者とするケース】

- ・父又は母と死別している場合
- ・父母の離婚等により、父又は母と学生は別生計となっている場合
「離婚等」には離婚調停中、DVによる別居中、又は未婚の場合なども含む
- ・父又は母が、生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない場合

ただし、以下のケースでは、家計支持者は2名となる。

- ・学生が未成年であり、父母が離婚した場合、例えば、親権のない母と同居し、親権者である父と別居している場合は、家計支持者は親権者を含めた父母（2名）である
- ・離婚した（又は死別により）父又は母が再婚（事実婚を含む）し、学生と再婚相手が同一生計の場合は、家計支持者は父又は母とその再婚者（2名）である（養子縁組の有無は問わない）

【父母以外の人（1名）を生活維持者とするケース】

- ・父母と死別し、学生が祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている場合
- ・父母が生死不明、意識不明、精神疾患等により意思疎通ができないため、学生が祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている場合
- ・父母が離婚し、学生が祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている場合
- ・学生は結婚しており、父母ではなく、学生の配偶者に扶養されている場合（納税手続きにおいて、配偶者の扶養に入っている）

※2名以上から経済的支援を受けている場合は、主たる支援者（1名）が「家計支持者」となる

【学生自身を家計支持者（独立生計者）とするケース】

- ・父母と死別し（又は生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意志疎通ができず）、祖父母・おじ・おば等の親族から経済的支援を全く受けていない場合
- ・父母・祖父母共に死別し、学生の兄弟姉妹は修学中もしくは病気などの理由で就労しておらず、兄弟姉妹から経済的支援を全く受けていない場合
- ・家庭内暴力（DV等）により父母と別居している場合
- ・父母が離婚し、父母と絶縁状態の場合で、日常的に学生が学費・生活費を負担している場合
- ・学生は結婚しており、学生が自身の配偶者を扶養している場合
配偶者が扶養に入っていない場合は、学生と配偶者（2名）を生活維持者とする
- ・社会的養護を必要とし、18歳となるまで以下の施設等に入所して（又は養育されて）いる（いた）場合

児童養護施設に入所

児童自立支援施設に入所

児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）に入所

児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）に入所

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に入所

里親に養育

家計支持者が父母以外のケースに該当する場合、下表を参照し事実関係が確認できる証明書類を提出すること。

事象	提出書類（例）
父母と死別	<ul style="list-style-type: none">・戸籍謄本又は当該父母に係る戸籍抄本・住民票（死亡日記載あり）
父母が離婚	<ul style="list-style-type: none">・戸籍謄本又は当該父母に係る戸籍抄本
父母が離婚調停中	<ul style="list-style-type: none">・裁判所による係属証明書・弁護士による報告書
父又は母がDV被害者	<ul style="list-style-type: none">・自治体等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」
父又は母が生死不明（行方不明）	<ul style="list-style-type: none">・自治体や警察署等による「行方不明者届受理証明」
父又は母が意識不明、精神疾患	<ul style="list-style-type: none">・主治医による「診断書」

学生本人が両親ではなく配偶者に扶養されている	<ul style="list-style-type: none"> ・本人及び配偶者が記載された住民票（続柄が表示されているもの）又は戸籍謄本又は当該配偶者に係る戸籍抄本及び ・課税証明書（配偶者控除の適用が分かるもの）
家庭内暴力（DV 等）により父母と別居	<ul style="list-style-type: none"> ・公的機関による証明書
社会的養護を受けている（いた）	<ul style="list-style-type: none"> ・施設に入所している又は入所していた証明書
その他の事由	<ul style="list-style-type: none"> ・事実関係を確認できる書類（第三者（機関）の所見等）

注2：郵送や持参により確定申告を行っている場合、確定申告書（第一表と第二表）（控）の写しは、税務署の受付印があるものを提出すること。税務署の受付印がない場合は、確定申告書の写しのほかに併せて市町村役場発行の「所得証明書」を提出する必要がある。電子申告（e-Tax）により確定申告を行っている場合は、確定申告書の写しのほかに「受信通知」又は「即時通知」の写しを提出すること。

注3：複数の種類の収入がある場合は、それぞれ該当する証明書類を全て提出すること。

注4：家計支持者が海外勤務の場合は、給与明細書（令和4年1～12月分）の写しにより、「総支給額（支払総額）」（税込）を確認する。日本円以外の通貨の場合は、書類提出時の外国為替レートで円換算する。

注5：独立生計者については、③により独立生計者と認定（提出書類等により証明）できない場合には、家計支持者の扶養家族とみなす。

③ 独立生計者であることの証明

(ア) 独立生計者とは、次の全てに該当する者をいう。

- a. 所得税法上、父母等の扶養親族でない者
- b. 父母等と別居している者
- c. 申請者本人（配偶者を含む。）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者

(イ) 独立生計者であることの証明のため、次の書類を提出すること。

※全ての書類について、配偶者がある場合は配偶者分を含む

- I. 市町村役場発行の所得証明書
- II. 申請者本人及び父母等の住民票（世帯全員分）（写し可）
 - ※申請前3ヶ月以内に発行されたものに限る。
 - ※申請時に父母等と別居している必要がある。
- III. 独立生計者収入・支出確認書（様式R-2）
- IV. 所得証明書において申請者本人の合計所得金額が48万円以下の場合、独立生計者とみなされないため、以下のそれぞれ証明する書類を提出すること。

○奨学金受給者：

令和4年に申請者本人が受給した奨学金総額を証明する書類

※給付型、貸与型は問わない。

※令和4年の奨学金の受給総額が103万円を超えていること。

※証明する書類は、奨学金支給団体が発行し、奨学金の名称、奨学金受給期間、受給金額が記載されているものとする。

○預貯金を切り崩して生活している者：

生活費の出し入れに使用している預貯金通帳の「口座名義人」と「直近3か月分程度記帳部分」の写し

※3ヶ月分支出額の平均から算出される12ヶ月分支出額が103万円を超えていること。

4) その他注意事項

- ① 渡航支援金受給後に渡航を中止、辞退等した場合には、すでに支出したか否かにかかわらず、全額返納する必要がある。
- ② 他団体から奨学金を受給しており、その奨学金月額がプログラムの奨学金月額を超えていない場合は、奨学金の併給ができる。

令和5年度「海外留学支援制度」国・地域区分

	国・地域名	地域区分	主な都市
アジア	台湾	丙	台北
	バングラデシュ	丙	
	ブータン	丙	
	ブルネイ	丙	
	カンボジア	乙	
	中国	丙	北京、上海
	香港	乙	
	インド	丙	
	インドネシア	乙	ジャカルタ
	大韓民国	乙	ソウル
	ラオス	乙	
	マカオ	丙	
	マレーシア	乙	クアラルンプール
	モンゴル	丙	
	ミャンマー	乙	ヤンゴン
	ネパール	丙	
	パキスタン	丙	
	フィリピン	乙	マニラ
	シンガポール	指定	シンガポール
	スリランカ	丙	
	タイ	乙	バンコク
	ベトナム	乙	
	東ティモール	乙	
	モルディブ	丙	
中南米	アルゼンチン	丙	ブエノスアイレス
	ボリビア	丙	
	ブラジル	丙	サンパウロ、リオデジャネイロ
	チリ	丙	
	コロンビア	丙	
	コスタリカ	丙	
	キューバ	丙	
	ドミニカ共和国	丙	
	エクアドル	丙	
	エルサルバドル	丙	
	グアテマラ	丙	
	ホンジュラス	丙	
	ジャマイカ	丙	
	メキシコ	丙	メキシコシティー
	ニカラグア	丙	
	パナマ	丙	
	パラグアイ	丙	
	ペルー	丙	リマ
	トリニダード・トバゴ	丙	
	ウルグアイ	丙	
	ベネズエラ	丙	
	ハイチ	丙	
中近東	バーレーン	甲	
	イラン	甲	
	イラク	甲	
	イスラエル	甲	エルサレム
	ヨルダン	甲	
	クウェート	指定	クウェート
	クウェート	甲	上記指定都市以外
	レバノン	甲	
	オマーン	甲	
	カタール	甲	
	サウジアラビア	指定	ジッダ、リヤド
	サウジアラビア	甲	上記指定都市以外
	シリア	甲	
	トルコ	甲	
	アラブ首長国連邦	指定	アブダビ
	アラブ首長国連邦	甲	上記指定都市以外
	イエメン	甲	
	パレスチナ	甲	
	アフガニスタン	甲	

令和5年度「海外留学支援制度」国・地域区分

	国・地域名	地域区分	主な都市
アフリカ	アルジェリア	丙	
	カメルーン	丙	
	コンゴ共和国	丙	
	コートジボワール	指定	アビジャン
	コートジボワール	丙	上記指定都市以外
	エジプト	丙	カイロ
	エチオピア	丙	
	ガボン	丙	
	ガーナ	丙	
	ギニア	丙	
	ケニア	丙	ナイロビ
	リベリア	丙	
	リビア	丙	
	マダガスカル	丙	
	モーリタニア	丙	
	モロッコ	丙	
	ナイジェリア	丙	
	セネガル	丙	
	南アフリカ	丙	ケープタウン
	スークダン共和国	丙	
	タンザニア	丙	
	チュニジア	丙	
	コンゴ民主共和国	丙	
	ザンビア	丙	
	ジンバブエ	丙	
	チャド	丙	
	ウガンダ	丙	
	ボツワナ	丙	
	南スークダン共和国	丙	
	シェラレオネ	丙	
	モザンビーク	丙	
	ベナン共和国	丙	
	ガンビア	丙	
	ナミビア	丙	
	ニジェール	丙	
	マラウイ	丙	
	ジブチ	丙	
	ルワンダ	丙	
	ブルンジ	丙	
	レソト	丙	
北米	カナダ	甲	バンクーバー、トロント、モントリオール
	アメリカ合衆国	指定	サンフランシスコ
	アメリカ合衆国	指定	ニューヨーク ※ニューヨーク州は非該当
	アメリカ合衆国	指定	ロサンゼルス
	アメリカ合衆国	指定	ワシントンD.C. ※ワシントン州は非該当
	アメリカ合衆国	甲	ボストン、シアトル、アンカレッジ、ホノルル、シカゴ、ニューオリンズ等上記指定都市以外
オセアニア	オーストラリア	乙	シドニー、メルボルン
	ニュージーランド	乙	ウェリントン
	パプアニューギニア	乙	
	パラオ	乙	
	マーシャル諸島	乙	
	ミクロネシア	乙	
	フィジー諸島	乙	
	キリバス	乙	
	ナウル	乙	
	ソロモン諸島	乙	
	トンガ	乙	
	ツバル	乙	
	バヌアツ	乙	
	サモア	乙	
	クック諸島	乙	

令和5年度「海外留学支援制度」国・地域区分

	国・地域名	地域区分	主な都市
	ニウエ	乙	
	トケラウ諸島	乙	
	ニューカレドニア	乙	
ヨーロッパ	アルバニア	乙	
	オーストリア	甲	ウィーン
	エストニア	乙	
	ラトビア	乙	
	リトアニア	乙	
	ベルギー	甲	ブリュッセル
	ブルガリア	乙	ソフィア
	ベラルーシ	乙	
	カザフスタン	乙	
	ウクライナ	乙	
	ウズベキスタン	乙	タシケント
	クロアチア	乙	
	チェコ	乙	プラハ
	デンマーク	甲	コペンハーゲン
	フィンランド	甲	
	フランス	指定	パリ
	フランス	甲	上記指定都市以外
	ドイツ	甲	フランクフルト、ハンブルク
	ギリシャ	甲	
	ハンガリー	乙	ブダペスト
	アイスランド	甲	
	アイルランド	甲	
	イタリア	甲	ローマ
	ルクセンブルク	甲	
	マルタ	甲	
	北マケドニア	乙	
	オランダ	甲	アムステルダム
	ノルウェー	甲	
	ポーランド	乙	
	ポルトガル	甲	
	ルーマニア	乙	
	ロシア	指定	モスクワ
	ロシア	乙	サンクトペテルブルグ等上記指定都市以外
	スロバキア	乙	
	スロベニア	乙	
	スペイン	甲	マドリード
	スウェーデン	甲	
	スイス	指定	ジュネーブ
	スイス	甲	チューリッヒ等上記指定都市以外
	英國	指定	ロンドン
	英國	甲	上記指定都市以外
	セルビア	乙	
	ボスニア・ヘルツェゴビナ	乙	
	キルギス	乙	
	タジキスタン	乙	
	モンテネグロ	乙	
	アゼルバイジャン	乙	
	リヒテンシュタイン	甲	
	ジョージア	乙	
	アルメニア	乙	
	コソボ	乙	
	トルクメニスタン	乙	
	モルドバ	乙	
	キプロス	甲	
その他			

※(指定都市)100,000 円、(甲)80,000 円、(乙)70,000 円、(丙)60,000 円

※指定都市は、留学先大学等の住所表記に指定都市名が含まれる場合に限る。